

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

保険者名	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R5年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
日高町	②給付適正化	年々高齢者が増加していく中で、介護保険制度の安定性を目指し、認定調査について必要な点検を行い適切に認定することで、介護給付の適正化につなげていくことが必要とされる。	認定調査状況チェック	認定調査状況チェック R3 R4 R5 区分変更申請 30 30 30 更新申請 500 500 500	認定調査状況チェックを行い全件チェックした。 R03 R04 R05 区分変更申請 47 31 49 更新申請 239 262 198	◎	直営の認定調査員1名がほぼ認定調査を行っており、委託による認定調査についても全件点検を行っており、引き続き行っていく。
日高町	②給付適正化	年々増加する介護保険サービスの適正利用を促進するためケアプラン点検を実施する。課題としては担当部署の体制を整えることが望ましい。また担当部署職員のスキルアップが必要とされる。	ケアプランの点検 居宅介護支援事業所の指導	居宅介護支援事業所の担当者との面談によりケアプラン点検の実施 令和3年度 5件 令和4年度 5件 令和5年度 5件	町内1事業所から有料老人ホームに入居されている被保険者のケアプラン及び生活援助の訪問回数が多く占めるものとして届出されたケアプランについて抽出し面談により実施した。 R03 0件 R04 2件 R05 2件	△	目標に達していないので、計画をたて点検を行う。またケアプラン点検研修に積極的に参加し、点検者のスキルアップを図る。
日高町	②給付適正化	介護給付等費用の適正化に資するため、住宅改修等の点検が必要とされる。(理学療法士、作業療法士、保健師等)	住宅改修等の点検	住宅改修、福祉用具購入または福祉用具貸与については、書面審査に加えサンプル調査として訪問点検の実施をすることとしている。 住宅改修 R3~R5 各3件 福祉用具購入 R3~R5 各5件 福祉用具貸与 R3~R5 各5件	・住宅改修については、見積書、理由書の点検及び完成確認等書類にて審査を行った。 R3 書面確認 41件 R4 書面確認 50件 R5 書面確認 47件 ・福祉用具購入については、福祉用具購入の理由書や製品カタログ等での点検を行った。 R3 書面確認 33件 R4 書面確認 34件 R5 書面確認 40件 ・軽度者に対する福祉用具貸与と品について適しているか否か理由書等で判断して適正化に努めている。 R3 3件 R4 2件 R5 3件	△	・住宅改修については、書類作成者(ケアマネジャー等)からヒアリングにより書面確認を行っている。 ・福祉用具購入については、書類作成者(ケアマネジャー等)からヒアリングにより書面確認を実施している。 ・軽度者に対する福祉用具貸与については、担当ケアマネジャーと話し合いを持つ等して必要性を確認している。 住宅改修、福祉用具の現地確認については、担当者のスキル不足のため未実施である。今後、理学療法士、作業療法士等の必要性や担当職員のスキルアップが課題である。
日高町	②給付適正化	年々増加する介護保険サービスの利用者に対する適正利用を促進し、不適切な介護給付を抑制することにより、持続可能な介護保険制度を確保していく必要がある	医療情報との突合・縦覧点検	和歌山県国民健康保険団体連合会と委託しており、送付されてくる情報をもとに、介護報酬の請求に誤りがないか確認を行い、適正な報酬請求を促す。 縦覧点検 R3 R4 R5 360 360 360	和歌山県国民健康保険団体連合会に委託して全件確認した。 R3 R4 R5 縦覧点検 532件 531件 300件 医療情報との突合 907件 767件 888件	◎	引き続き実施していく。 目標値について、件数ではなく達成率にする等検討する。
日高町	②給付適正化	年々増加する介護保険サービスの利用者に対する適正利用を促進し、不適切な介護給付を抑制することにより、持続可能な介護保険制度を確保していく必要がある	介護給付費通知	介護給付費通知の送付 R3 R4 R5 1,500 1,500 1,500	介護サービス利用者に対し、年4回介護給付費通知を全利用者へ送付した。 R3 R4 R5 1,643 1,618 1,637	◎	令和5年度末をもって廃止する。 給付適正化主要5事業の統廃合により3事業に見直し、費用対効果を見込みづらいことから事業の廃止となるため。
日高町	①自立支援・介護予防・重度化防止	高齢者が住み慣れた地域で自立した暮らしを続けられるよう「運動器の機能向上の教室」「認知症予防教室」を開催している。また、高齢者の身近な場所での運動の機会や交流の場づくりを目的とした「いきいき百歳体操」や「気功サークル」の自主グループへの支援を実施している。 より多くの高齢者が、早期から介護予防に取り組めるよう、介護予防事業の普及・啓発に取り組んでいく必要がある。	介護予防普及啓発	65歳以上の高齢者に、介護予防に関する基本的な知識を広く普及し、早期から自主的な介護予防の取組が実践できるように啓発していく。	R3 運動器の機能向上の教室 3回 34人 認知症予防教室 1回 9人 自主活動サークル いきいき百歳体操 6グループ 気功 5グループ R4 運動器の機能向上の教室 3回 25人 認知症予防教室 3回 13人 自主活動サークル いきいき百歳体操 6グループ 気功 5グループ R5 運動器の機能向上の教室 3回 23人 認知症予防教室 3回 16人 自主活動サークル いきいき百歳体操 6グループ 気功 5グループ	○	運動器の機能向上の教室の参加回数制限を外したため新規参加者は少人数であり、継続参加者が多くなっている。より多くの人に参加してもらえるよう事業内容や参加することでの効果等周知方法について検討する必要がある。また教室終了後にはサークル活動への参加をすすめ、自主的な取り組みの継続につなげる。 認知症予防教室は令和5年度末をもって終了となるため、住民が介護予防に取り組める機会を確保できるよう介護予防事業の実施を計画する。 自主サークルにおいても、モチベーション維持のため専門職派遣による継続支援を積極的に行う必要がある。